

高等教育機関における生涯学習とeラーニング

：図書館司書の養成を中心に

青 柳 英 治
(明治大学)

はじめに

近年、日本の経済や社会を取り巻く環境の変化は著しい。こうした変化に対応していくために、人々には、絶えず新しい知識や技術を習得することが求められており、リカレント教育の重要性が指摘されている。そのため、大学等の高等教育機関では、生涯学習センターなどを設置し、多様な学習要求に対応している。生涯学習を活性化するためには、いつでも、どこでも学べる環境が求められる。eラーニングは、こうした環境に最も効果を発揮する学習方法である。

生涯学習に関しては、これまで、関係する答申をもとに、その動向を把握し今後の課題を明らかにする研究が進められてきた⁽¹⁾。また、高等教育機関における情報通信技術（以下、ICTという）の活用、とりわけeラーニングの利用実践研究については、実態調査をもとに現状把握と分析が行われてきた⁽²⁾。しかし、高等教育機関を対象に生涯学習とeラーニングを関連付けて検討した研究はほとんど見られない。

本稿の目的は、ICTを活用することによって、高等教育機関における生涯学習のあり方を、特に図書館司書の養成を事例として展望することである。

具体的には、第1に、近年の高等教育機関における生涯学習、ICTならびに、生涯学習施設としての公立図書館の動向を整理する。第2に、eラーニングをICTの政策面から捉え、その導入の経緯、高等教育機関においてeラーニング導入が制度化された経緯ならびに、導入後の実情を整理する。最後に、大学等の高等教育機関におけるeラーニングの導入事例を取り上げる。

研究の方法は文献調査を用いる。具体的には、中央教育審議会などが発表した各種答申、内閣府による世論調査、関係機関が実施した高等教育機関におけるeラーニングに関する実態調査などを整理のうえ分析する。

本稿は3章からなる。第1章では本稿の目的を明らかにするための第1の事項を、第2章では第2と第3の事項を述べる。第3章ではそれまで述べてきたことを踏まえ、まとめと考察を行う。

1. 生涯学習に関する近年の動向

(1) 生涯教育と生涯学習

「生涯学習」を取り上げるにあたり、まず、「生涯教育」の概念を整理する。「生涯教育」は、1965年、ユネスコの成人教育に関する会議において、ポール・ラングランが提案し、以降、国際的に普及していった。「生涯教育」とは、人生の諸段階、生活の諸領域におけるフォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルな教育・学習の全てを含む総合的な概念である。ラングランは、教育とは児童期・青年期で停止するものではなく、人間が生きている限り続けられるべきものであり、この方法によって、個人及び社会の永続的な要求に応える必要があるとして「生涯教育」の重要性を説いた⁽³⁾。

日本では、1971年、社会教育審議会答申「急激な社会の構造の変化に対応する社会教育のあり方について」において、初めて「生涯学習」と「生涯教育」が取り上げられた。その後、1981年、中央教育審議会（以下、中教審という）答申「生涯教育について」において、本格的に「生涯学習」の考え方が取り上げられるとともに、その取り組みが開始された。この答申では、「生涯学習」と「生涯教育」の概念を整理したうえで明確化している。「生涯学習」とは、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己

に適した手段・方法を選んで、生涯を通じて行うものであるとする。一方、「生涯教育」とは、各人が生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養えるよう、国や地方自治体等の機関が社会の様々な教育機能の相互の関連性を考慮しつつ、総合的に整備・充実するものであるとする⁽⁴⁾。つまり、「生涯学習」は生涯にわたって行われる「具体的な学習活動」を表すものであり、「生涯教育」はその整備のための「考え方・理念」を表すものと捉えることができる⁽⁵⁾。

(2)「世論調査」と「答申」に見る動向

本節では、考察対象である高等教育機関における生涯学習を中心に、ICTならびに、生涯学習施設としての公立図書館に関わる近年の動向を整理する。具体的には、内閣府による「世論調査」と生涯学習審議会（2001年以降、中教審生涯学習分科会に再編）による「答申」を検討する。

まず、「世論調査」については、2005年に内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」を取り上げる。2005年調査（最新は2012年調査）を対象とする理由は、生涯学習の一環として、高等教育機関による実施が想定される公開講座に関する調査結果を含んでいるためである。本節で取り上げるその他の調査については、2005年と2012年の結果を比較したところ、比率に大差がなかったため、すべて2005年調査を用いることにする。

「世論調査」では、次の4つの調査項目を検討する。第1に、公開講座等の受講希望である。近年、地域開放の一環として大学等で多様な公開講座が開講されている。こうした公開講座を「受講したい」と回答した者（20歳以上）の比率は35.0%であった。他の質問項目と比率は、「一概に言えない」（18.0%）、「そうは思わない」（40.3%）であり、受講希望者の比率は高いとは言えない。

第2に、公開講座の受講に関する要望である。「受講したい」と回答した者の要望のうち、高等教育機関に関わるものは「大学などの公開講座を公民館などの身近な施設で受けられるようにする」（53.1%）、「大学などの公開講座数をもっと増やして多様な学習が受けられるようにする」（22.9%）であった。

（いずれも複数回答）2つの回答は、10項目中上位5項目に含まれているため、公開講座の受講希望者の中に、大学の果たす役割に期待する者の存在を

確認できる。

第3に、生涯学習におけるICTの活用意向である。生涯学習にインターネットなどのICTを「使用したい」と回答した者の比率は49.9%であり、約半数の回答者が関心を持っていることがわかる。

第4に、生涯学習の振興方策である。生涯学習活動を活発化するために、回答者が国や地方自治体が力を入れるべきと考えることの上位に、司書を含めた「生涯学習に関する専門職員を育成する」(22.1%)が含まれていた。この結果から、回答者が生涯学習施設における人的資源の果たす役割の重要性を認識している状況が読みとれる⁽⁶⁾。

次に、「答申」については、生涯学習に関する3つの答申を取り上げる。第1は、1996年、生涯学習審議会の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」である。この答申は、地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について審議した結果である。答申では、「公開講座の充実」の中で、大学等で実施する公開講座に対して、高度化・専門化する地域住民の学習ニーズに対応すること、成人のほかに青少年に対しても最新の研究成果を分かりやすく学習できる講座を設けること、などを提起していた。さらに、そのために考慮すべき点の一つとして、新しいメディア等を活用することによって広域受講の必要性を提示していた⁽⁷⁾。

第2は、2000年、生涯学習審議会の答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について：情報化で広がる生涯学習の展望」である。この答申は、ICTを生涯学習の推進に活用することによって、生涯学習の可能性を最大限に広げるための方策を提言したものである。答申では、「基本的方向」の中で、大学等が実施してきた公開講座は、今後、インターネットなどを活用することによって、地域に開かれた高度な学習機会の提供拠点として重要な役割を果たす必要があると指摘した。さらに、公立図書館は、ICTを積極的に活用することによって「地域の情報拠点」としての機能を拡大し、それを高度化することが望ましいとした⁽⁸⁾。

第3は、2008年、中教審の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について：知の循環型社会の構築を目指して」である。この答申は、国民の学習活動の促進や地域社会における子どもの生育環境を改善するための生涯学習の振興方策について、改正教育基本法(2006年)を踏まえて審議した

結果である。答申では、社会教育を推進するために、公立図書館の持つ生涯学習施設としての役割に着目し、地域の「知の拠点」としての機能を充実させることを求めた。さらに、生涯学習の推進を支える人材として司書を位置づけ、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、資格要件として大学において履修すべき図書館に関する科目を法令上明確に定めることを提言した⁽⁹⁾。なお、この点については、2008年の図書館法改正によって実現した。

(3) ICT と公立図書館の果たす役割

前節では、「世論調査」と「答申」をもとに、高等教育機関における生涯学習、ICT ならびに、生涯学習施設としての公立図書館に関わる近年の動向を整理した。その結果は次の4点にまとめられる。①大学等の実施する公開講座は、講座数と受講機会の観点から関心が高まっていく可能性があること、②公開講座の形態には、インターネットなどの ICT を積極的に活用することが求められていること、③ICT を活用することによって、生涯学習施設である公立図書館は「地域の情報拠点」として、機能の拡大と高度化を図る必要があること、④司書は、生涯学習を推進する専門的な人材としての役割を果たし、育成される必要があることである。

これらの点を踏まえて、次章では、まず、大学等の高等教育機関におけるインターネットを活用した e ラーニングに着目し、導入の経緯と実情を把握する。次に、公開講座としても機能する司書講習に e ラーニングを導入し、司書の養成に取り組む事例を取り上げ、その状況を明らかにする。

2. e ラーニング導入の状況

(1) 日本における e ラーニング導入

本節では、ICT の政策面から、日本における e ラーニング導入の経緯を整理する。2001年、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、IT 戦略本部という）は、本格的に ICT の基盤整備に取り組むため、「e-Japan 戦略」⁽¹⁰⁾を立案した。この戦略によって、日本では、インターネットがさらに

普及し、電子商取引や電子政府関連の制度的な基盤整備も進展するに至り、戦略で掲げられた目標は達成された。2003年、整備された ICT の基盤を活かし、社会・経済システムを積極的に変革するために、「e-Japan 戦略Ⅱ」⁽¹¹⁾が始動した。この戦略では、ICT を先導する人材を育成し、学習を振興するため、e ラーニングを導入することによって、日本発の遠隔教育をアジア各国で受講できるよう体制整備を図るという目標が設定された。

2004年から3年にわたり、文部科学省は、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(以下、現代 GP という)⁽¹²⁾で選定した6テーマの一つとして、「IT を活用した実践的遠隔教育 (e-Learning)」(2005年度から「ニーズに基づく人材育成を目指した e-Learning Program の開発」に変更)を設定し、各大学等から公募を行った。現代 GP は、大学等が各テーマの趣旨・目的に沿って、確実な計画のもとに実施する新たな取り組みを国が支援するものであった。公募の結果、3年間で延べ37大学(2004年度:14大学, 2005年度:12大学, 2006年度:11大学)が選定され、政府主導による大学教育改革を支援する施策の一環として、高等教育機関における e ラーニングを用いた学習が進展した。そのため、現代 GP は、高等教育機関における e ラーニング導入の牽引役を担っていたと考えられる。

2006年、IT 戦略本部は、「e-Japan 戦略」「e-Japan 戦略Ⅱ」に続く戦略として「IT 新改革戦略:いつでも、どこでも、誰でも IT の恩恵を実感できる社会の実現」⁽¹³⁾を立案した。この戦略では、2010年度までに日本が目指すべき方向として次の2点を挙げた。第1に、ユビキタスネットワーク社会を実現すること、第2に、こうした社会を実現することによって、最先端の ICT を備えた国家であり続けることであった。これらを実現するため、今後、重点的に取り組むべき政策を3つのグループ(群)に分けた。図1は本稿に関連する2つの政策を示したものである。以下ではこの図をもとに、2つの重点政策から派生する政策や目標を取り上げる。

第1の政策群は、ICT によって構造改革力を追求し、日本社会が抱える課題を解決するものであり、重要な政策として3分野を挙げた。このうちの一つに「行政・企業・個人が効率的かつ意義深く活動するための取り組み」があった。具体的には、すべての人が学びたいときに学べる環境や働きたいときに働ける環境を整備することによって、社会参加を促進し、豊かで活力あ

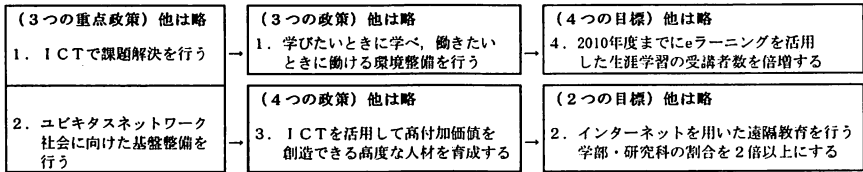


図1 本稿に関連する『IT新改革戦略』の政策、目標

る社会を実現することであった。そのために、4つの目標を掲げ、それらの実現に向けた方策を明らかにした。目標の一つとして「2010年度までにITを活用した生涯学習の受講者率を倍増」することを掲げ、その実現に向けた方策として、高齢者や育児期の親など、あらゆる人々が社会で活躍できるようeラーニング等のICTを活用した能力向上を行うとした。

第2の政策群は、ユビキタスネットワーク社会に向けた基盤整備を行うためのものであり、重要な政策として4分野を挙げた。このうちの一つに「IT社会を根底から支える人材の育成についての取り組み」があった。具体的には、ICTを活用して高付加価値を創造できる高度な人材を育成するため、インターネットを用いた遠隔教育を活用して、大学等において多様な学びの機会を提供することであった。そのために、2つの目標を掲げ、それらの実現に向けた方策を明らかにした。目標の一つとして「インターネット等を用いた遠隔教育を行う学部・研究科の割合を2倍以上にすること」を掲げ、2010年度までに実現するとした。

(2) 高等教育機関におけるeラーニング導入

本節では、大学等の高等教育機関において、eラーニングの導入が制度化された経緯を整理する。eラーニングの導入は、大学設置基準の改正を契機として、次の3つの段階に区分して捉えることができる⁽¹⁴⁾。

第1の段階は、通学制課程において「遠隔授業」として遠隔教育が実施可能となった段階である。この嚆矢となったのが、1996年7月、「マルチメディアを活用した21世紀の高等教育の在り方に関する懇談会」(以下、マルチメディア懇談会という)が発表した同名の報告書⁽¹⁵⁾であった。この報告書は、今後の高等教育におけるマルチメディアの活用に関して、基本的な考え方と

推進方策の2つの観点から論じられた。推進方策には、「制度の見直し」として挙げた4項目に次の2項目が含まれていた。一つは「通信制以外の高等教育機関における遠隔授業」である。この項目では、ネットワークを活用した遠隔授業が通学制の授業方法として想定されていない現状を踏まえ、マルチメディアの特性である同時性・双方向性を活かし、修得可能な単位数を30単位までとして、遠隔授業を実施すべきことを提言した。もう一つは「社会人を対象とするリフレッシュ教育の遠隔授業」である。この項目では、大学等において社会人が生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を修得することを目的とするリフレッシュ教育において、衛星通信等による遠隔授業を受ける場合、高等教育の単位修得を可能とすべきことを提言した。さらに、報告書では、高等教育におけるマルチメディア活用に伴う制度面の見直しについて、大学審議会（2001年以降、中教審大学分科会に再編）での速やかな検討を期待する旨も付言された。

これらを含めたマルチメディア懇談会からの提言を受け、1996年12月、大学審議会にマルチメディア教育部会が設置された。この部会は、1997年9月に、高等教育機関における遠隔授業についての大学設置基準上の取扱いなど4つの観点を含めた「審議の概要」⁽¹⁶⁾を発表した。その内容は、マルチメディア懇談会で検討した「制度の見直し」で提言された4項目を踏襲していた。本節で挙げた項目については、通学制課程においてテレビ会議式による遠隔授業を30単位まで履修可能とすること、社会人を対象とするリフレッシュ教育において「遠隔授業」を活用することが含まれていた。

「審議の概要」の結果に基づき、1997年12月、大学審議会は「「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について(答申)」⁽¹⁷⁾を発表した。答申には、30単位を超えない範囲で、同期双方向による遠隔授業を行うことが含まれていた。答申の内容は、1998年3月、大学設置基準の改正に反映され、通学制課程において遠隔授業の実施が可能となった。

第2の段階は、遠隔授業の単位上限を30単位から60単位に引き上げた段階である。1998年、大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方策について：競争的環境の中で個性が輝く大学(答申)」⁽¹⁸⁾を発表した。この答申は、1997年に文部大臣が行った諮問に対し、21世紀を目前に控えて、大学等は何を求められ、何をなすべきかという視点から、4つの基本理念を提示のうえ、実施

すべき改革方策を具体的に提言したものであった。答申では、4つの基本理念のひとつである「教育研究システムの柔構造化：大学の自律性の確保」において、次の2点について、大学設置基準を改正することの必要性を示した。一つは、単位互換及び大学以外の教育施設等における学修について単位認定できる上限を30単位から60単位に拡大すること、もう一つは、「遠隔授業」により修得できる単位数の上限も30単位から60単位に拡大することであった。答申の内容は、1999年、大学設置基準の改正に反映され、「遠隔授業」においても単位数の上限が60単位へと引き上げられた。

第3の段階は、インターネットを利用した非同期双方向の授業を単位化できた段階である。2000年、大学審議会は「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」⁽¹⁹⁾を発表した。この答申は、1999年に文部大臣が行った諮問に対し、わが国の高等教育の国際的な通用性や共通性の向上と国際競争力の強化を図るために取るべき改革の方向性を、5つの視点からまとめたものであった。答申では、5つの視点のひとつとして「情報通信技術の活用」を取り上げ、インターネットを活用した教育のあり方に関する記述の中で、遠隔授業のあり方の見直しを提言した。具体的には、近年のICTの発達と普及によって、インターネット等のICTを活用した授業についても、遠隔授業として位置づける方向で、通信制と通学制の授業方法を見直すことが適当であるとした。答申の内容は、2001年、大学設置基準の改正に反映され、60単位を上限として、インターネットを活用した非同期双方向の授業が可能となった。

以上のことから、通学制課程における遠隔授業の制度化は、1996年から2001年の短期間のあいだに、大学設置基準の改正を契機として行われてきたことが明らかとなった。その軌跡は、30単位を上限とする同期双方向のテレビ会議式による遠隔授業の実施に始まり、単位上限の60単位への拡大を経て、非同期双方向のインターネット等のICTを活用した授業へと大幅な変革を遂げた。この変化は、大学等の高等教育機関からの需要がそれほどないことを認めたうえで、今後の可能性を拓くために行われてきたと見なされている。⁽²⁰⁾そのため、遠隔授業の制度化には、政策主導によって、それを牽引する一定の力が働いていたと考えられる。

(3) eラーニング導入の実情

本節では、高等教育機関における eラーニング導入の実情を整理する。放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター（2008年度まで独立行政法人メディア教育開発センター）では、1998年から毎年、高等教育機関に対し、ICT の利用実態調査を行っている。この調査のうち、近年に実施された結果をもとに、次の4つの状況を把握する。①インターネット等を用いた遠隔教育の実施、②利用対象者、③コンテンツ作成や教育の支援体制、④学習効果の各状況である。①から③については、「ICT 活用教育の推進に関する調査研究」⁽²¹⁾（2009年度・2010年度実施）のデータを取り上げる。この調査は、放送大学 ICT 活用・遠隔教育センターが、文部科学省の委託事業に申請し、採択された調査研究事業の成果をまとめたものである。この調査は4つの調査項目から構成されている。本稿では、調査項目4の「わが国と諸外国の ICT 活用教育に関する基礎データ」を取り上げ、日本の大学等において、インターネット等を活用して遠隔教育を行う学部・研究科の数や利用状況などの調査結果をもとに実情を整理した。④については、「eラーニング等の ICT を活用した教育に関する調査報告書」⁽²²⁾（2008年度実施）のデータを取り上げる。この調査は、教育の質向上と保証を図ることが可能な eラーニングに着目し、大学等における ICT 活用の現状と課題を調査のうえまとめたものである。なお、この調査を用いる理由は、前者の調査に④の状況が含まれていないためである。以下では、いずれも大学の学部・研究科を対象とした調査結果を示す。

①については調査項目4のうち、2点の調査事項を取り上げる。1点目は、インターネット等を活用した遠隔教育の実施率の推移を調べたもの（図2）である⁽²³⁾。この調査事項は、大学等の1授業科目における対面型授業とオンライン型授業の比率を尋ねる形で行われた。オンライン型授業とは、ネットワークを経由して行う授業であり、インターネット等を活用した遠隔教育に相当する。図2から実施率は、2009年度（36.7%）まで増加していたが、2010年度（35.7%）には漸減していることが確認できた。この指標は、本章の第1節で取り上げた「IT 新改革戦略」において、2010年度までに目指すべき目標の一つとして掲げた「インターネット等を用いた遠隔教育を行う学部・研究科の割合を2倍以上にすること」の達成状況を確認する目的もあった。「IT 新改革戦略」が発表された2006年度の実施率（16.5%）と2010年度のそれ

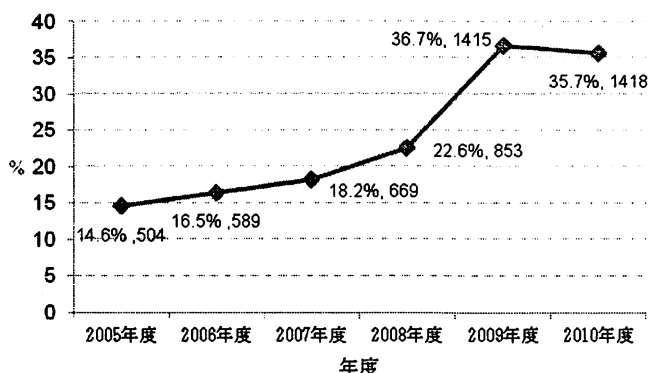


図2 大学の学部・研究科におけるインターネット等を活用した遠隔教育の実施率の推移

(出典) 注・引用文献 (21), p. 134.

(注) 左: %, 右: 件数。但し, 2009, 2010年度の件数は割合を総数に適用して算出した推定値。

(35.7%)を比較すると, 2倍以上であることから, 目標が達成されたことがわかる。

2点目は, 「フルオンライン型授業」(全授業がオンライン型で実施されるもの)の実施状況を調べたものである⁽²³⁾。調査結果から, 2009年度は16.5% (403機関)であったが, 2010年度は16.0% (433機関)であり, 比率で見ると微減傾向にあることが確認できた。

②については一般の通学生, 社会人の通学生, 通信制の学生, 公開講座等の受講生など7カテゴリーの中で, eラーニングやICTの活用教育の対象者を調べたものである。調査結果から, 「一般の通学生」の比率が最も高く, 2009年度は87.6% (2,138機関), 2010年度は89.2% (2,407機関)であった。「公開講座等の受講生」は, 2009年度は8.3% (203機関), 2010年度は8.8% (238機関)であり4番目であった⁽²⁴⁾。(いずれも複数回答)

③については3点の調査事項を取り上げる。1点目は, ICTの活用教育で使用するデジタル教材やコンテンツの作成体制を調べたものである⁽²⁵⁾。調査結果(回答機関 2009年度: 2,440, 2010年度: 2,699)から, 「教員が独力で

作成している」(2009年度:82.7%, 2,017機関, 2010年度:83.8%, 2,261機関)が最も多かった。2010年度では, 7割以上の科目を「独力で作成している」教員が55.6%(1,499機関)であった。このうち, 全ての科目を「独力で作成している」教員は, 25.0%(674機関)であった。また, 「学内の支援組織が作成している」と回答する機関は25%前後(2009年度:24.2%, 590機関, 2010年度:23.6%, 645機関)であった。

2点目は, eラーニングやICTの活用教育を推進する組織の設置レベルを調べたものである⁽²⁶⁾。調査結果から, 「大学共通組織」として設置している比率が最も高く, 増加傾向にあるものの, 半数に満たない状況(2009年度:38.1%, 930機関, 2010年度:43.3%, 1,168機関)であった。「教員のグループ」や「学部共通組織」といった推進組織と比べて「教員個人レベル」の活用が比較的高かった(2009年度:14.5%, 354機関, 2010年度:18.7%, 506機関)。一方で, 学内にはICTの活用教育を推進する組織も教員の活動も存在しないとする回答が, 約20%(2009年度:18.5%, 451機関, 2010年度:19.0%, 514機関)であった。

3点目は, eラーニングやICTの活用教育を運用するための教育支援体制の有無を調べたものである⁽²⁷⁾。調査結果から, 2009年度は38.4%(936機関)であったが, 2010年度は28.3%(763機関)であり, 10.1ポイント減少した。

以上のことから, 教材やコンテンツの作成時に, 教員の支援体制が整っているとは言えない状況が明らかとなった。このことは, 「大学共通組織」としてのICTを推進する組織が半数に満たないこと, 教育支援を行う組織が少なく, かつ減少傾向にあることに起因すると考えられる。

④については, ICTの活用教育を導入している機関に対し, 学習効果を把握する方法と基準を調べたものである⁽²⁸⁾。調査結果から, アンケート・レポート等による評価(2008年度:40.4%, 673機関)が最も多く, 次いで, 試験の実施(2008年度:34.6%, 577機関)であった。一方で, 特に基準を設けていないとする回答(2008年度:39.1%, 652機関)もあった。

(4) 明治大学におけるeラーニング導入

2005年, 中教審は答申「我が国の高等教育の将来像」を発表した。この答申は, 知識基盤社会における高等教育の役割として「21世紀型市民」の育成

と「ユニバーサル・アクセス」の実現を要請していた。前者は、専攻分野の専門性のみならず、幅広い教養と高い公共性等を持ち、時代の変化に応じて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成することである。後者は、誰もがいつでも自らの選択により学べるよう高等教育を整備することである⁽²⁹⁾。

明治大学（以下、明大という）では、この答申を契機として「ユビキタスカレッジ」と呼ばれるeラーニングを活用した新しい教育方法を導入し、多様で高品位的な学習教育環境を創造・提供すること、ならびに、継続的な教育改革や教育改善を行うことに取り組んだ⁽³⁰⁾。

明大におけるeラーニングを活用した教育（以下、メディア授業という）への取り組みは、2006年度に全学生を対象とした司書・司書教諭課程の科目コンテンツの制作から始まり、翌年度後期から運用が開始された。2009年度には公開講座として機能する司書講習にも導入された⁽³⁰⁾。なお、司書講習は、文部科学省からの委嘱を受け、毎年7月から9月にかけて全国の14大学程度で実施される司書養成のための集中講習である。明大では、夏期の2か月間で行う「対面授業」と以下に述べる9か月間（7月から翌年3月まで）で行う「メディア授業」の2つの方式によって司書講習を開講している。筆者は、メディア授業による司書課程と司書講習の教育に携わっている。以下では、特に、メディア授業による司書講習を対象に、前節で述べた4つのeラーニング導入の現状を明らかにする。

第1に、メディア授業の実施状況について述べる。司書講習では、必修科目12科目と選択必修科目1科目（5科目から1科目選択）の合計13科目を受講し、全科目に合格することによって資格を得られる。メディア授業は、コンピュータを使用した情報検索関連と、日本目録規則や参考図書などの各種ツールを使用した資料組織化とレファレンス関連の演習科目を除き、講義科目のほぼすべての科目に導入（導入率82.4%）されている⁽³¹⁾。講義科目の中には、全ての回の授業をオンラインで行っているものもある。受講生は、1回約90分の授業を配信期間内（3週間）に視聴し、それを15回継続する。各授業回の最後に内容確認のため、ウェブベースによる多肢選択式の小テストを受験することが義務づけられ、最終評価の一部に組み込まれる。コンテンツの視聴は非同期型である。そのため、受講生は集中的に休暇を取得すること

なく、日常の余暇時間を使用しながら科目の受講を進められる⁽³²⁾。

表1 司書講習（メディア授業・対面授業）の修了者の属性

単位：人

	メディア授業		対面授業	
図書館勤務者	20	30.8%	45	43.7%
図書館ボランティア	2	3.1%	1	1.0%
一般企業勤務者	16	24.6%	13	12.6%
学生	12	18.4%	20	19.4%
主婦	5	7.7%	5	4.9%
その他	8	12.3%	5	4.9%
無職	2	3.1%	14	13.5%
合計	65	100.0%	103	100.0%

第2に、履修対象者について述べる。履修対象者は、文部科学省の定める司書講習の受講資格を満たしている者である⁽³³⁾。表1は2011年度の司書講習におけるメディア授業と対面授業の修了者の属性を示したものである。現職者養成の観点から見ると、メディア授業よりも対面授業の方が修了者数に占める図書館勤務者の比率が高い。しかし、一般企業勤務者や主婦の比率はメディア授業の方が高い。以上のことから、メディア授業は、司書資格の取得にあたり、「ユニバーサル・アクセス」の実現に寄与していると考えられる。2つの受講形態ともに、図書館勤務者がすべての属性の中で、修了者数に占める比率が最も高い状況である。特に、図書館関係者（勤務者とボランティア）について、年齢別に修了者の比率を見ると、対面授業では30歳代（41.3%）、20歳代（26.1%）の順であったが、メディア授業では40歳代（36.4%）、30歳代（31.8%）の順であった。以上のことから、メディア授業は、特に30歳代から40歳代の現職者の資格取得の機会を開くものとして、その意義を見出すことができる。

第3に、コンテンツ作成や教育の支援体制について述べる。コンテンツの作成にあたっては、学内の事務組織と教員組織の連携のもと、担当教員が外部のコンテンツ作成業者の協力を得ながら行っている。また、学内にはコンテンツ作成にも利用できる撮影・収録が可能なスタジオがある。支援体制に

については、先述のようにメディア授業は、非同期型であるため、インタラクティブなコミュニケーションが困難となる。そこで、ラーニングコンシェルジュ、チューター、メンターといった学習支援者を配置し、受講生からの質問を受け付け、また、学習への動機づけをするなどの対応を行っている⁽³⁴⁾。

第4に、学習効果を把握する方法と基準について述べる。メディア授業では、原則として、大学で実施する最終試験の受験をもって最終評価を行い、単位認定を行っている。したがって、平常時のウェブベースでの小テストなどをすべて受験していても、最終試験の受験状況とその結果によっては単位修得に至らない場合もある。明大では、「ユニバーサル・アクセス」を確保しながら、資格取得者の質保証に努めようとしている。

3. まとめと考察

本稿では、「はじめに」で掲げた目的を明らかにするために、3点の事項を提示し、関連する各種答申や調査結果をもとに文献調査を行った。その結果、次のことが明らかになった。第1に、大学等の高等教育機関が地域住民の学習ニーズに対応するべく、インターネットを活用した公開講座を実施すること、ICTを活用することで生涯学習の推進機関として公立図書館が機能し、それを支える専門的人材として司書が育成されること、以上の2点が期待され、必要とされていることを把握できた。

第2に、我が国におけるeラーニングの導入は、「e-Japan 戦略」「e-Japan 戦略Ⅱ」「IT 新改革戦略」など一連の政策によって実現した。特に、高等教育機関においては、大学設置審議会の答申に基づき、大学設置基準の改正を機に段階的に実施され、政策主導によって進められてきたことを把握できた。高等教育機関におけるeラーニング導入については、放送大学の調査結果から、実施率は漸減傾向にあること、教育対象者は一般の通学生が多いこと、教育支援組織は整備されているとは言えないことなどを把握できた。

第3に、高等教育機関におけるeラーニングの導入事例として、明大のメディア授業による司書講習を取り上げた。講義科目を中心にメディア授業の実施率が高いこと、講習の修了者の属性から「ユニバーサル・アクセス」の

実現に寄与していると考えられること、非同期型のデメリットを補い得る教育支援体制を確立していることなどを示した。

以上のことから、大学等の高等教育機関では、e ラーニングを活用した生涯学習を推進することが期待され、必要性も指摘されていた。そのため、需要を掘り起こす観点から、政策主導によって、遠隔授業の制度化が進められた。しかし、遠隔授業の実施率は漸減傾向にあり、教育対象者も「一般の通学生」が最多であり、「公開講座等の受講生」に顕著な伸展は見られなかった。

公立図書館は ICT を積極的に活用することによって「地域の情報拠点」となり、生涯学習の推進施設として機能することが期待された。司書も同様に、生涯学習を推進する専門的な人材として役割を果たし、育成されることが求められた。そのため、e ラーニングを活用した教育を導入して司書講習を実施する明大の事例を検討した。明大では、前章で把握できた e ラーニング導入の実情とは異なり、実施率、教育対象者、コンテンツ作成と教育支援体制、学習効果の把握方法と基準の観点から、e ラーニングによる生涯学習が有効に機能していることがわかった。

明大における e ラーニングの事例は、新たな生涯学習の推進のあり方として、1つのモデルケースになり得ると考えられる。高等教育機関は、生涯学習の観点から e ラーニングを活用することによって、どういったコンテンツを作成し、配信していくべきかを、各機関の持つ強みと地域社会のニーズとを組み合わせることで検討していく必要があるだろう。

おわりに

本稿では、図書館司書の養成を事例として、ICT を活用することによって、高等教育機関における生涯学習のあり方を展望した。

今後は、e ラーニングが果たす効果と役割について、検討を深めることによって、さらに、図書館司書を含めた情報専門職の養成のあり方を検討していきたい。本稿はそのための足掛かりになると考える。

注・引用文献

- (1) 例えば、白木賢信「我が国における生涯学習普及の動向と研究課題：「生涯学習に関する世論調査」の経年分析」『日本生涯教育学会年報』30，2009年，51-66頁など。
- (2) 例えば、吉田文，田口真奈編『模索されるeラーニング：事例と調査データにみる大学の未来』東信堂，2005，320頁など。
- (3) 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について：知の循環型社会の構築を目指して（答申）」，文部科学省，2008，32-33頁，
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/18/080219_01.pdf，2012年4月23日参照
- (4) 山本恒夫，浅井経子編『生涯学習[答申]ハンドブック：目標・計画づくり，実践への活用』文憲堂，2007，24頁
- (5) 前掲(3)，36頁
- (6) 内閣府大臣官房政府広報室「生涯学習に関する世論調査」，内閣府，2005，
<http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-gakushu/index.html>，2012年4月23日参照
- (7) 生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」，文部科学省，1996，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/shougai/toushin/960402.htm，2012年4月25日参照
- (8) 生涯学習審議会「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について－情報化で広がる生涯学習の展望－（答申）」，文部科学省，2000，
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/shougai/toushin/001213.htm，2012年4月25日参照
- (9) 前掲(3)，42頁，46頁
- (10) IT戦略本部「e-Japan戦略」，首相官邸ホームページ，2001，
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai1/1siryoushou05_2.html，2012年5月5日参照
- (11) IT戦略本部「e-Japan戦略Ⅱ」，首相官邸ホームページ，2003，
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf#search=ejapan 戦略Ⅱ](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf#search=ejapan%20戦略%II)，2012年5月2日参照
- (12) 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」，文部科学省，
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/needs.htm，2012年5月2日参照
- (13) IT戦略本部「IT新改革戦略：いつでも，どこでも，誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」，首相官邸ホームページ，2006，2-3頁，10-11頁，26-27頁，
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>，2012年5月3日参照

- (14) 吉田文は、通学制課程における遠隔授業の制度化を、大学設置基準の改正を機に3つに区分し、議事要旨などをもとに、各区分の審議過程を明らかにしている。
(吉田文「政策主導による「遠隔授業」の制度化」『模索されるeラーニング：事例と調査データにみる大学の未来』東信堂、2005、5-19頁)本稿では、吉田の区分を参考にeラーニング導入に焦点を絞って検討する。
- (15) 文部省高等教育局「マルチメディアを活用した21世紀の高等教育の在り方について(マルチメディアを活用した21世紀の高等教育の在り方に関する懇談会 報告)」, 文部省, 1996,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/001/toushin/960701.htm, 2012年5月3日参照
- (16) 大学審議会マルチメディア教育部会「マルチメディア教育部会における審議の概要:「遠隔授業」の大学設置基準における取り扱い等について」, 文部科学省, 1997,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315867.htm, 2012年5月3日参照
- (17) 大学審議会「「遠隔授業」の大学設置基準における取り扱い等について(答申)」, 文部科学省, 1997,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/daigaku/toushin/971202.htm, 2012年5月3日参照
- (18) 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について:競争的環境の中で個性が輝く大学(答申)」, 文部科学省, 1998,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/daigaku/toushin/981002.htm, 2012年5月4日参照
- (19) 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)」, 文部科学省, 2000,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/daigaku/toushin/001101.htm, 2012年5月4日参照
- (20) 前掲(14), 17頁
- (21) 「先導的大学改革推進委託事業調査研究報告書」, 文部科学省,
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1307264.htm, 2012年5月6日参照
- (22) 「eラーニング等のICTを活用した教育に関する調査報告書(2008年度)」, メディア教育開発センター, 2009,
<http://www.code.ouj.ac.jp/wp-content/uploads/eLearning2008-jp.pdf>, 2012年5月6日参照

照

- (23) 前掲(21), 133頁
- (24) 前掲(21), 129頁
- (25) 前掲(21), 180頁
- (26) 前掲(21), 111頁
- (27) 前掲(21), 297頁
- (28) 前掲(22), 37頁
- (29) 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」, 文部科学省, 2005,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm, 2012年5
 月27日参照
- (30) 宮原俊之「司書・司書教諭養成における e ラーニング(メディア授業)の導入
 結果とこれからの課題: 明治大学の事例から」『明治大学図書館情報学研究会紀要』
 2, 2011, 22-27頁
- (31) 「2012年度図書館司書講習(メディア授業)のご案内」明治大学リバティアカ
 デミー, 2012, 4頁
- (32) 三浦太郎「司書講習の取組: 明治大学の事例を中心に」『文部科学時報』1602,
 2009, 37-38頁
- (33) ①大学に2年以上在学(短大卒業者含む)し, 62単位以上を修得しているか又は
 高等専門学校を卒業していること。②2年以上司書補として勤務した経験があるも
 の。①か②の資格があれば講習の受講・修了はできるが, ①なら卒業すること,
 ②なら司書補としての経験年数が3年以上になることを満たさなければ, 司書とな
 る資格は成立しない。「司書について」, 文部科学省,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/index.htm, 2012年5月28日参照
- (34) 齋藤泰則「図書館における人材養成の現状」『地域政策研究』52, 2010, 23-28頁